

国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則新旧対照表

改正前	改正後										
<p>(前略) (死体処理手当) 第7条 死体処理手当は、次の表に掲げる作業の区分に従事した場合に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は作業に従事した日1日につき、次の表に掲げる作業の区分に応じた額とする。ただし、同一の日において1又は2の作業及び3の作業に従事した場合にあっては、3の作業にかかる手当を支給しない。</p>	<p>(死体処理手当) 第7条 死体処理手当は、<u>大学院医学研究科附属総合解剖センターに配置されている教職員のうち一般職俸給表の適用を受ける教職員(死体処理作業に専ら従事する者に限る。)</u>が当該センターにおける死体の処理作業に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は作業に従事した日1日につき<u>3,200円</u>とする。</p>										
<table border="1" data-bbox="129 712 770 2016"> <thead> <tr> <th data-bbox="129 712 563 750">作業の区分</th> <th data-bbox="563 712 770 750">手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="129 750 563 974">1 学部の解剖学教室、病理学教室若しくは法医学教室に配置されている教職員のうち一般職俸給表の適用を受ける教職員が当該教室における死体の処理作業に従事したとき</td> <td data-bbox="563 750 770 974">3,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 974 563 1238">2 大学院医学研究科附属総合解剖センターに配置されている教職員のうち一般職俸給表の適用を受ける教職員(死体処理作業に専ら従事する者に限る。)が当該施設における死体の処理作業に従事したとき</td> <td data-bbox="563 974 770 1238">3,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1238 563 1422">3 教職員のうち一般職俸給表の適用を受ける教職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき</td> <td data-bbox="563 1238 770 1422">1,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1422 563 2016">4 1で定める教職員が3に掲げる作業に従事する際次の(1)から(4)までのいずれかの作業に従事したとき (1) 死体に防腐剤、色素等の注入を行うため直接死体に接触して行う作業 (2) 死体貯槽における死体の出し入れまたは入れ替え等のため直接死体に接触して行う作業 (3) 執刀者の直接的補助者として、直接死体に接触して行う作業 (4) 著しく汚染し、もしくは悪臭を発する死体の搬送</td> <td data-bbox="563 1422 770 2016">3,200円</td> </tr> </tbody> </table>	作業の区分	手当額	1 学部の解剖学教室、病理学教室若しくは法医学教室に配置されている教職員のうち一般職俸給表の適用を受ける教職員が当該教室における死体の処理作業に従事したとき	3,200円	2 大学院医学研究科附属総合解剖センターに配置されている教職員のうち一般職俸給表の適用を受ける教職員(死体処理作業に専ら従事する者に限る。)が当該施設における死体の処理作業に従事したとき	3,200円	3 教職員のうち一般職俸給表の適用を受ける教職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき	1,000円	4 1で定める教職員が3に掲げる作業に従事する際次の(1)から(4)までのいずれかの作業に従事したとき (1) 死体に防腐剤、色素等の注入を行うため直接死体に接触して行う作業 (2) 死体貯槽における死体の出し入れまたは入れ替え等のため直接死体に接触して行う作業 (3) 執刀者の直接的補助者として、直接死体に接触して行う作業 (4) 著しく汚染し、もしくは悪臭を発する死体の搬送	3,200円	<p>(削除)</p>
作業の区分	手当額										
1 学部の解剖学教室、病理学教室若しくは法医学教室に配置されている教職員のうち一般職俸給表の適用を受ける教職員が当該教室における死体の処理作業に従事したとき	3,200円										
2 大学院医学研究科附属総合解剖センターに配置されている教職員のうち一般職俸給表の適用を受ける教職員(死体処理作業に専ら従事する者に限る。)が当該施設における死体の処理作業に従事したとき	3,200円										
3 教職員のうち一般職俸給表の適用を受ける教職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき	1,000円										
4 1で定める教職員が3に掲げる作業に従事する際次の(1)から(4)までのいずれかの作業に従事したとき (1) 死体に防腐剤、色素等の注入を行うため直接死体に接触して行う作業 (2) 死体貯槽における死体の出し入れまたは入れ替え等のため直接死体に接触して行う作業 (3) 執刀者の直接的補助者として、直接死体に接触して行う作業 (4) 著しく汚染し、もしくは悪臭を発する死体の搬送	3,200円										

改 正 前	改 正 後
<div data-bbox="129 230 563 380" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(死体が密閉された棺等に収容されている場合を除く。) または衣服の着脱、計量および洗浄を行う作業</p> </div> <p>(中 略)</p> <p>(併給禁止)</p> <p>第14条 給与規程第11条の規定により俸給の調整額を受ける教職員には、<u>次に掲げる特殊勤務手当は支給しない。</u></p> <p><u>死体処理手当（第7条表中1及び2の作業に係るものに限る。）</u></p> <p><u>放射線取扱手当（給与規程第11条別表第7に掲げる16から24までの勤務箇所における業務に係るものに限る。）</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(併給禁止)</p> <p>第14条 給与規程第11条の規定により俸給の調整額を受ける教職員には、<u>放射線取扱手当（給与規程第11条別表第7に掲げる16から24までの勤務箇所における業務に係るものに限る。）</u>は支給しない。</p> <p>2～3 (同 左)</p> <p>附 則（令和6年8月総長裁定） この細則は、令和6年10月1日から施行する。</p>